

令和6年3月22日

総合事業指定事業所 管理者 様  
地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

尾道市長  
(高齢者福祉課)

令和6年度尾道市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について(通知)

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和6年度介護報酬改定を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価や基準等が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。  
つきましては、内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

1 基本報酬単価の変更

別紙資料をご確認ください。

2 加算の変更

別紙資料をご確認ください。 ※加算の算定要件等は、国の基準に準じます。

3 基準等の改定事項

別紙資料をご確認ください。

4 加算に係る届出について

算定要件を確認のうえ、加算の算定を変更する場合や新たに算定する場合は、必要書類を添付して提出してください。

※令和6年4月分から算定する場合の提出期限は、**令和6年4月15日(月)**とします。  
(5月分以降は、算定月の前月15日までに提出)

5 その他

- ・サービスコード表は尾道市のホームページに掲載します。  
マスタは国保連で確認でき次第掲載しますが、現在のところ4月中旬になる見込みです。
- ・届出の様式、国の通知・資料は、尾道市のホームページに順次、掲載していきます。  
(現時点ではすべてを更新掲載していません。また、ホームページ更新時は、該当のページが一時的に閲覧できない状況になることがあります。)

【掲載場所】 トップページ > 組織で探す > 福祉保健部 > 高齢者福祉課

【URL】 <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/> の **総合事業** 内に掲載します。  
特に、介護予防・日常生活支援総合事業総合事業(事業所の方へ) 等 をご確認ください。

【問合せ先】

尾道市 高齢者福祉課 高齢者福祉係  
電話 0848-38-9137